

浜松市教育委員会会議次第

令和7年11月25日(火)

14時00分

教育委員会室

1 開 会

2 前回会議録の報告及び承認

3 会議録署名人の決定(下鶴委員、高木委員)

4 会期の決定

5 議 事

(1) 議 案

【議決案件】

第59号議案 浜松市教育職員の給与に関する規則及び浜松市教育職員の期末手当及び
勤勉手当に関する規則の一部改正について (教職員課)

(2) 報 告

ア 休日部活動の地域展開の周知について (学校・地域連携課)

イ 令和8年度実施 教員採用選考試験について (教職員課)

ウ 令和8年度浜松市奨学生の選考結果について (教育支援課)

6 閉 会

第 5 9 号 議 案

令和 7 年 1 1 月 2 5 日 提 出

浜松市教育職員の給与に関する規則及び浜松市教育職員の期末手当及び勤勉
手当に関する規則の一部改正について

浜松市教育職員の給与に関する規則及び浜松市教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

浜松市教育長 野 秋 愛 美

浜松市教育職員の給与に関する規則及び浜松市教育職員の期末手当及び勤
勉手当に関する規則の一部を改正する規則（案）

（浜松市教育職員の給与に関する規則の一部改正）

第 1 条 浜松市教育職員の給与に関する規則(平成 2 9 年浜松市教育委員会規則第 1 3 号)
の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第 3 2 条 給与条例第 1 7 条第 2 項第 2 号の 教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲 げる職員の区分に応じて、当該各号に定める 額とする。 (1)・(2) (略) (3) 給与条例第 1 7 条第 2 項第 2 号ウに該 当する職員 <u>7, 1 0 0 円</u> (4) 給与条例第 1 7 条第 2 項第 2 号エに該 当する職員 <u>1 万円</u> (5) 給与条例第 1 7 条第 2 項第 2 号オに該 当する職員 <u>1 万 2, 9 0 0 円</u> (6) 給与条例第 1 7 条第 2 項第 2 号カに該 当する職員 <u>1 万 5, 8 0 0 円</u> (7) 給与条例第 1 7 条第 2 項第 2 号キに該 当する職員 <u>1 万 8, 7 0 0 円</u>	第 3 2 条 給与条例第 1 7 条第 2 項第 2 号の 教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲 げる職員の区分に応じて、当該各号に定める 額とする。 (1)・(2) (略) (3) 給与条例第 1 7 条第 2 項第 2 号ウに該 当する職員 <u>7, 3 0 0 円</u> (4) 給与条例第 1 7 条第 2 項第 2 号エに該 当する職員 <u>1 万 4 0 0 円</u> (5) 給与条例第 1 7 条第 2 項第 2 号オに該 当する職員 <u>1 万 3, 5 0 0 円</u> (6) 給与条例第 1 7 条第 2 項第 2 号カに該 当する職員 <u>1 万 6, 6 0 0 円</u> (7) 給与条例第 1 7 条第 2 項第 2 号キに該 当する職員 <u>1 万 9, 7 0 0 円</u>

(8) 給与条例第17条第2項第2号クに該当する職員 <u>2万1,600円</u>	(8) 給与条例第17条第2項第2号クに該当する職員 <u>2万2,800円</u>
(9) 給与条例第17条第2項第2号ケに該当する職員 <u>2万4,400円</u>	(9) 給与条例第17条第2項第2号ケに該当する職員 <u>2万5,900円</u>
(10) 給与条例第17条第2項第2号コに該当する職員 <u>2万6,200円</u>	(10) 給与条例第17条第2項第2号コに該当する職員 <u>2万9,100円</u>
(11) 給与条例第17条第2項第2号サに該当する職員 <u>2万8,000円</u>	(11) 給与条例第17条第2項第2号サに該当する職員 <u>3万2,300円</u>
(12) 給与条例第17条第2項第2号シに該当する職員 <u>2万9,800円</u>	(12) 給与条例第17条第2項第2号シに該当する職員 <u>3万5,500円</u>
(13) 給与条例第17条第2項第2号スに該当する職員 <u>3万1,600円</u>	(13) 給与条例第17条第2項第2号スに該当する職員 <u>3万8,700円</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第2条 浜松市教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成29年浜松市教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第20条 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、教育委員会が定めるものとする。ただし、教育委員会は、その所属の給与条例第36条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務の成績が特に優秀な職員 100分の125以上100分の210以下</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第20条 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、教育委員会が定めるものとする。ただし、教育委員会は、その所属の給与条例第36条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務の成績が特に優秀な職員 <u>6月に支給する場合には100分の125以上</u></p>

(2) 勤務の成績が優秀な職員 100分の
113.5以上100分の125未満

(3) 勤務の成績が良好な職員 100分の
102

(4) 勤務の成績が良好でない職員及び基準
日以前6箇月以内の期間において懲戒処
分を受けた職員その他の教育委員会の定
める職員 100分の102未満

2・3 (略)

第21条 定年前再任用短時間勤務職員の成
績率は、当該職員の職務について監督する地
位にある者による勤務成績の証明に基づき、
当該職員が次の各号のいずれに該当するか
に応じ、当該各号に定める割合の範囲内にお
いて、教育委員会が定めるものとする。

(1) 勤務の成績が優秀な職員 100分の
52以上

(2) 勤務の成績が良好な職員 100分の
48.5

(3) 勤務の成績が良好でない職員及び基準

100分の210以下、12月に支給す
る場合には100分の127.5以上
100分の322.5以下

(2) 勤務の成績が優秀な職員 6月に支給
する場合には100分の113.5以上
100分の125未満、12月に支給す
る場合には100分の116以上100
分の127.5未満

(3) 勤務の成績が良好な職員 6月に支給
する場合には100分の102、12月
に支給する場合には100分の
104.5

(4) 勤務の成績が良好でない職員及び基準
日以前6箇月以内の期間において懲戒処
分を受けた職員その他の教育委員会の定
める職員 6月に支給する場合には
100分の102未満、12月に支給す
る場合には100分の104.5未満

2・3 (略)

第21条 定年前再任用短時間勤務職員の成
績率は、当該職員の職務について監督する地
位にある者による勤務成績の証明に基づき、
当該職員が次の各号のいずれに該当するか
に応じ、当該各号に定める割合の範囲内にお
いて、教育委員会が定めるものとする。

(1) 勤務の成績が優秀な職員 6月に支給
する場合には100分の52以上、12
月に支給する場合には100分の
54.5以上

(2) 勤務の成績が良好な職員 6月に支給
する場合には100分の48.5、12
月に支給する場合には100分の51

(3) 勤務の成績が良好でない職員及び基準

<p>日以前6箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の教育委員会の定める職員 100分の48.5未満</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(勤勉手当の成績率に係る特例)</p> <p>3 浜松市教育職員の給与に関する規則(平成29年浜松市教育委員会規則第13号)第15条に規定する特定職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。次項において「特定職員」という。)、定年前再任用短時間勤務職員及び任期を定めて任用される常勤の職員以外の職員に関する第20条第1項第3号及び第4号の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「100分の102」とあるのは、「100分の104」とする。</p>	<p>日以前6箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の教育委員会の定める職員 <u>6月に支給する場合には100分の48.5未満、12月に支給する場合には100分の51未満</u></p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(勤勉手当の成績率に係る特例)</p> <p>3 浜松市教育職員の給与に関する規則(平成29年浜松市教育委員会規則第13号)第15条に規定する特定職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。次項において「特定職員」という。)、定年前再任用短時間勤務職員及び任期を定めて任用される常勤の職員以外の職員に関する第20条第1項第3号及び第4号の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「100分の102」とあるのは「100分の104」と、「100分の104.5」とあるのは「100分の106.5」とする。</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第3条 浜松市教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第20条 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、教育委員会が定めるものとする。ただし、教育委員会は、その所属の給与条例第36条第1項の職員が著しく少数</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第20条 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、教育委員会が定めるものとする。ただし、教育委員会は、その所属の給与条例第36条第1項の職員が著しく少数</p>

であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。

(1) 勤務の成績が特に優秀な職員 6月に支給する場合には100分の125以上100分の210以下、12月に支給する場合には100分の127.5以上100分の322.5以下

(2) 勤務の成績が優秀な職員 6月に支給する場合には100分の113.5以上100分の125未満、12月に支給する場合には100分の116以上100分の127.5未満

(3) 勤務の成績が良好な職員 6月に支給する場合には100分の102、12月に支給する場合には100分の104.5

(4) 勤務の成績が良好でない職員及び基準日以前6箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の教育委員会の定める職員 6月に支給する場合には100分の102未満、12月に支給する場合には100分の104.5未満

2・3 (略)

第21条 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、教育委員会が定めるものとする。

(1) 勤務の成績が優秀な職員 6月に支給する場合には100分の52以上、12

であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。

(1) 勤務の成績が特に優秀な職員 100分の126.25以上100分の318.75以下

(2) 勤務の成績が優秀な職員 100分の114.75以上100分の126.25未満

(3) 勤務の成績が良好な職員 100分の103.25

(4) 勤務の成績が良好でない職員及び基準日以前6箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の教育委員会の定める職員 100分の103.25未満

2・3 (略)

第21条 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、教育委員会が定めるものとする。

(1) 勤務の成績が優秀な職員 100分の53.25以上

<p><u>月に支給する場合には100分の54.5以上</u></p> <p>(2) 勤務の成績が良好な職員 <u>6月に支給する場合には100分の48.5、12月に支給する場合には100分の51</u></p> <p>(3) 勤務の成績が良好でない職員及び基準日以前6箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の教育委員会の定める職員 <u>6月に支給する場合には100分の48.5未満、12月に支給する場合には100分の51未満</u></p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(勤勉手当の成績率に係る特例)</p> <p>3 浜松市教育職員の給与に関する規則(平成29年浜松市教育委員会規則第13号)第15条に規定する特定職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。次項において「特定職員」という。)、定年前再任用短時間勤務職員及び任期を定めて任用される常勤の職員以外の職員に関する第20条第1項第3号及び第4号の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「<u>100分の102</u>」とあるのは「<u>100分の104</u>」と、「<u>100分の104.5</u>」とあるのは「<u>100分の106.5</u>」とする。</p>	<p>(2) 勤務の成績が良好な職員 <u>100分の49.75</u></p> <p>(3) 勤務の成績が良好でない職員及び基準日以前6箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の教育委員会の定める職員 <u>100分の49.75未満</u></p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(勤勉手当の成績率に係る特例)</p> <p>3 浜松市教育職員の給与に関する規則(平成29年浜松市教育委員会規則第13号)第15条に規定する特定職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。次項において「特定職員」という。)、定年前再任用短時間勤務職員及び任期を定めて任用される常勤の職員以外の職員に関する第20条第1項第3号及び第4号の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「<u>100分の103.25</u>」とあるのは、「<u>100分の105.25</u>」とする。</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この規則は、令和7年12月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の浜松市教育職員の給与に関する規則の規定及び第2条の規定による改正後の浜松市教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、令

和7年4月1日から適用する。

浜松市教育職員の給与に関する規則及び浜松市教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について

(提案理由)

人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告（令和7年10月2日）を踏まえた浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、通勤手当及び勤勉手当の成績率について改定を行うものです。

(改正内容)

1 通勤手当（第1条関係）

条例改正による通勤手当の上限額の改定に伴い、交通用具を使用する職員に対する通勤手当の額を次に掲げる使用距離の区分に応じ、それぞれ改定するものです。

距離区分（片道）	現行	改定案	引き上げ額
5 km未満	2,000 円	2,000 円	なし
5 km以上 10 km未満	4,200 円	4,200 円	なし
10 km以上 15 km未満	7,100 円	7,300 円	200 円
15 km以上 20 km未満	10,000 円	10,400 円	400 円
20 km以上 25 km未満	12,900 円	13,500 円	600 円
25 km以上 30 km未満	15,800 円	16,600 円	800 円
30 km以上 35 km未満	18,700 円	19,700 円	1,000 円
35 km以上 40 km未満	21,600 円	22,800 円	1,200 円
40 km以上 45 km未満	24,400 円	25,900 円	1,500 円
45 km以上 50 km未満	26,200 円	29,100 円	2,900 円
50 km以上 55 km未満	28,000 円	32,300 円	4,300 円
55 km以上 60 km未満	29,800 円	35,500 円	5,700 円
60 km以上	31,600 円	38,700 円	7,100 円

2 勤勉手当の成績率（第2条及び第3条関係）

条例改正による勤勉手当の支給割合の改定に伴い、勤勉手当の成績率を改定するものです。

(1) 一般職の教育職員

区分	勤勉手当の成績率		
	現行	改定案	
		令和7年12月	令和8年度以降
勤務の成績が特に優秀な職員	100分の125以上 100分の210以下	<u>100分の127.5以上</u> <u>100分の322.5以下</u>	<u>100分の126.25以上</u> <u>100分の318.75以下</u>
勤務の成績が優秀な職員	100分の113.5以上 100分の125未満	<u>100分の116以上</u> <u>100分の127.5未満</u>	<u>100分の114.75以上</u> <u>100分の126.25未満</u>
勤務の成績が良好な職員	100分の102	<u>100分の104.5</u>	<u>100分の103.25</u>
勤務の成績が良好でない職員	100分の102未満	<u>100分の104.5未満</u>	<u>100分の103.25未満</u>

(2) 定年前再任用短時間勤務職員

区分	勤勉手当の成績率		
	現行	改定案	
		令和7年12月	令和8年度以降
勤務の成績が優秀な職員	100分の52以上	<u>100分の54.5以上</u>	<u>100分の53.25以上</u>
勤務の成績が良好な職員	100分の48.5	<u>100分の51</u>	<u>100分の49.75</u>
勤務の成績が良好でない職員	100分の48.5未満	<u>100分の51未満</u>	<u>100分の49.75未満</u>

(施行期日等)

この規則は、令和7年12月1日から施行するものです。ただし、第3条の規定は、令和8年4月1日から施行するものです。

なお、第1条及び第2条の規定については、令和7年4月1日から適用するものです。

休日部活動の地域展開の周知について

学校・地域連携課

1 周知動画の作成

- (1) 児童・生徒向け説明動画（10分程度）
 - ・教育委員会のポータルサイトに格納
- (2) 市民・保護者向け動画（10分程度）
 - ・市 YouTube チャンネルにて公開。市民向け説明会においても活用
- (3) 教員向け動画（10分程度）
 - ・教育委員会のポータルサイトに格納
 - ・学校において、管理職から教員への説明用として活用

2 浜松市「休日の部活動の地域展開」特設サイトの開設

- ・部活動地域展開の方向性や現在実施している実証事業の取り組みなどを紹介

3 市民向け説明会の実施及び地域分科会における説明

- (1) 市民向け説明会 市内6か所で実施
- (2) 6地域分科会、1区協議会において説明

※詳細は別紙資料

4 その他

- (1) 市認定地域クラブ「はまクル」説明リーフレット作成
 - ・10,000部作成
 - ・市民向け説明会等で配布
 - ・今後、協働センター等の施設にも配架予定
- (2) SNS等による発信
 - ・さくら連絡網（浜松市立小中学校に在籍する全児童生徒の保護者あて）
 - ・市公式LINE（登録者あて）

5 今後の予定

- (1) 企業のデジタルサイネージ等の活用
 - ・イオンそよら、杏林堂の店舗内モニターにてPR画像の放映
- (2) 庁内モニター、イオン市野モニター、インスタグラムWEB広告、ラジオ出演等
- (3) 令和7年度 第3回地域クラブ活動協議会 令和8年1月中旬
 - ・意見聴取等を踏まえ、ガイドラインの修正について協議
- (4) 「はまクル」ワークショップ 令和8年2月7日（土）
 - ・中学生等を対象とした地域クラブ啓発、機運醸成イベント

令和8年度実施 教員採用選考試験について

教職員課採用管理担当

1. 日程

出願期間	令和8年2月9日（月）から3月16日（月）		
試験期日	1次試験：令和8年5月9日（土）10日（日）	結果発表	6月19日（金）
	2次試験：令和8年7月25日（土）26日（日）	結果発表	8月28日（金）

2. 会場

- 1次試験（筆記、個人面接）…佐鳴台小学校、佐鳴台中学校、蜷塚中学校
 2次試験（個人面接、授業面接、実技）…上島小学校、実技試験会場校

3. 試験選考区分「大学3年生受験」について

（1）導入理由及び見込まれる効果

- ・学生人口の減少及び就職活動早期化の中、新卒受験者のさらなる確保が必要。
- ・本市の教員を目指す大学生に、本市受験の機会を複数回提供することができる。
- ・早い段階から教職への関心・意欲が喚起されることが期待できる。
- ・試験早期化との組み合わせにより、他都市出身者にとっても本市受験の機会になり得る。

（2）実施方法

①大学3年生チャレンジ選考

対象者：令和8年度大学3年生（令和10年3月に4年制大学を卒業見込みの学生）

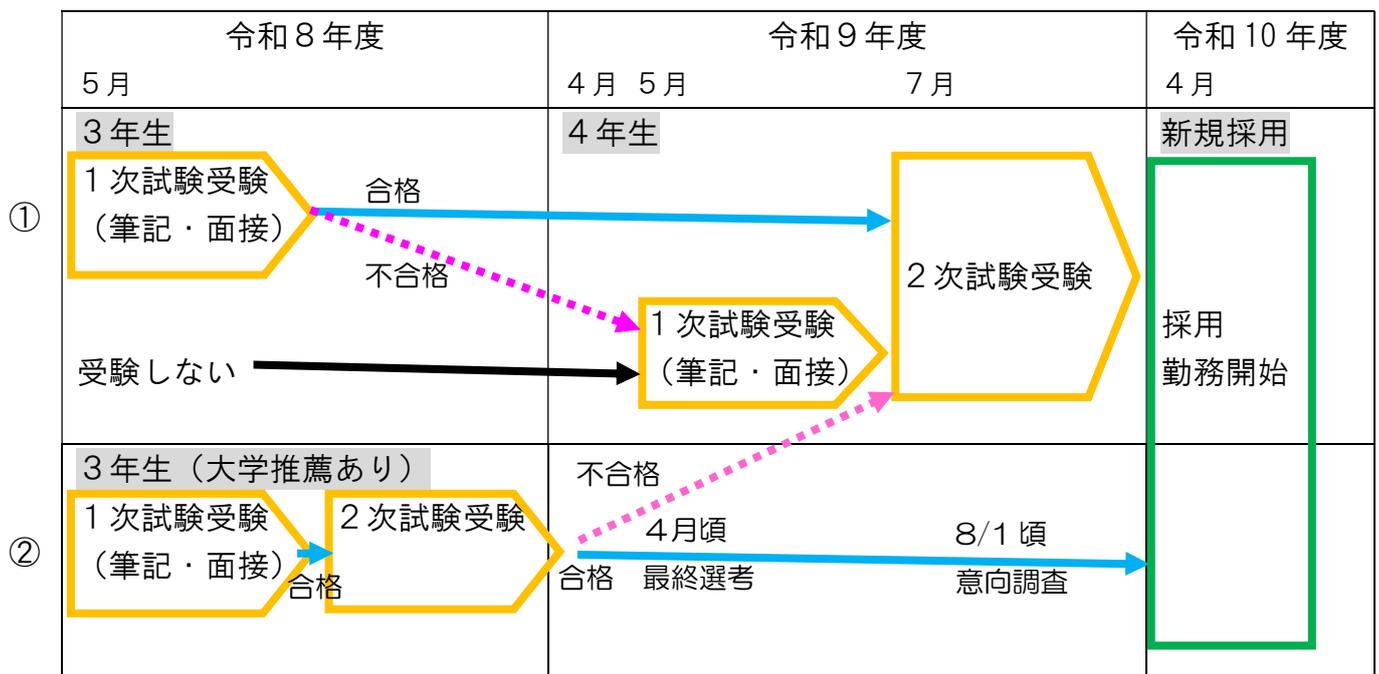
実施方法：1次試験を大学4年生等と同一日に実施する。合格者は翌年度、2次試験からの受験となる。

②大学3年生大学推薦特別選考

対象者：指定する大学の推薦を受けた者

実施方法：大学3年生時に2次試験受験まで行い、合格者は令和10年度採用教員の名簿登載候補者となる。

導入の意図：浜松が求める教員像にふさわしい資質・能力を持った人材の確保のため。大学3年生受験で1次試験を合格した者の他職種・他自治体への流出防止が期待できる。



令和8年度 浜松市奨学生の選考結果について

学校教育部 教育支援課

1 事業の概要

- ・ 経済的理由によって修学が困難な学生及び生徒に学資を貸与し、向学心の高揚及び教育の機会均等に寄与するとともに、優秀な人材の育成に資する。
- ・ 大学生等は月額 45,000 円、高校生等は月額 30,000 円を上限に貸与し、卒業後、貸与期間の3倍の年数で償還する。
- ・ 入学前に採用の可否がわかり、奨学生が安心して事前に準備ができるよう、貸与期間の前年度に募集・選考を行っている。

2 選考

(1) 申請受付

- ・ 令和7年7月1日～令和7年9月30日

(2) 選考

- ・ 令和7年10月21日 浜松市奨学生選考委員会
委員：野秋 愛美（教育長）、鈴木 重治（教育委員）、田中 佐和子（教育委員）、吉積 慶太（学校教育部長）

3 選考結果

(1) 大学生等

- ・ 申請 48 人
- ・ 採用 47 人

（単位：人）

区分	大 学				短大	専門	高専	大学院	合計 (A)	R7	増減
	1年	2年	3年	4年	1年	1年	1年	1年		(B)	(A)-(B)
申請者	37	2	1	0	1	4	1	2	48	56	-8
採用者	36	2	1	0	1	4	1	2	47	52	-5

(2) 高校生等

- ・ 申請 1 人
- ・ 採用 1 人